

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	京都市 児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和6年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当(特例給付を含む。)の認定や給付等に関する事務を行う。 当該事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条に基づき、認定、額改定、変更、消滅、未支払手当請求、現況の届出及び父母指定者の届出等に係る、各種請求の受理(サービス検索・電子申請機能による電子申請を含む。)、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答(決定、給付等)に関する事務、並びに関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務について、特定個人情報ファイルを使用する。 また、作成された児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報を、中間サーバーに登録する(情報提供)とともに、庁内他課へ移転する。
③システムの名称	児童手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第42、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的にログ分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査
		[<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 基本情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」に事務	なし	(サービス検索・電子申請機能による電子申請を含む。)	事前	
	「Ⅰ 基本情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システム名称」に追記	児童手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー	児童手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
	「Ⅰ 基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情	第40条	第40条、第40条の2	事前	
	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「①	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 児童家庭課長 安見 唯紀	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	
	「Ⅰ 基本情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 千604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事前	
	「Ⅰ 基本情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	
	「Ⅰ 基本情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事前	
	様式変更に伴う項目の追加	なし	「Ⅳリスク対策」を記載	事前	
	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「①	子ども家庭支援課長 村井 清則	子ども家庭支援課長	事前	所属長名を所属長の役職名に変更
令和4年10月1日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1. 対象人数」を修正	30万人以上	10万人以上30万人未満	事前	
令和4年10月1日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1. 取扱者数」を修正	500人以上	500人未満	事前	
令和6年10月11日	Ⅰ. 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項 別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和6年10月11日	Ⅰ. 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26、30、87項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第74、75項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第42、125の項 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第106、107、141、161の項	事後	
令和6年10月11日	「Ⅰ 関連情報」-「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」を修正	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	事後	組織改正に伴う名称変更
令和6年10月11日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1. 対象人数」を修正	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和6年10月11日	「Ⅳリスク対策」-「8. 人手を介在させる作業」を記載			事後	様式変更に伴う修正